

積極的勧奨の差し控え（平成 17 年 5 月～22 年 3 月）に対する対応について

平成 25 年度の日本脳炎の定期の予防接種を実施するに当たっては、平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日にかけて行われた積極的勧奨の差し控え及びそれに対するこれまでの対応等を踏まえ、以下の点について検討する必要がある。

（1）政令対象者について

- 厚生科学審議会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会での議論を受け、平成 23 年 5 月 20 日に予防接種法施行令を改正し、平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の積極的勧奨の差し控えにより、十分な積極的勧奨の期間が確保できなかったとされた、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれまでの者について、20 歳未満の間は日本脳炎の定期接種を行えることとしたところ。
- しかし、積極的勧奨の対象者の変更が平成 17 年度から行われていたことにより、平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者も十分な積極的勧奨がされなかったと考えられ、同じ学年でも政令対象となる場合（平成 7 年 6 月 1 日生まれ以降）とならない場合（平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれ）が生じ、不公平であるとの声が寄せられており、これらの者への対応について、予防接種法施行令の改正も含め、検討する必要がある。

（2）第 2 期接種の積極的勧奨の開始について

- 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが導入されたことにより、平成 22 年度より、順次、積極的勧奨が再開されているが、現時点では、第 2 期接種の積極的勧奨については再開されておらず、勧奨の必要性について更なる検討を行うこととされているところ。
- また、平成 23 年 2 月の日本脳炎に関する小委員会において、第 2 期接種の機会を逸した者に対しては、既に 12 歳を超えたかどうかを問わず、その機会を提供すべきとの意見が大勢であったことを踏まえ、平成 23 年 2 月の同委員会第 4 次中間報告において、下記の様に適切な時期に判断を行う、と提言されたところ。

第2期接種の機会を逸した者（平成17年度から平成22年度に9歳となり第2期接種の機会を逸した者及び、平成17年度から平成21年度に3歳となり第1期接種が大幅に遅れたため第2期接種の機会を逸した者・逸する者）への**第2期接種の積極的勧奨**については、ワクチンの確保状況等を踏まえ、適切な時期に判断を行う。

（平成23年2月21日 日本脳炎に関する小委員会第4次中間報告）

- さらに、平成22年10月の同委員会第3次中間報告において、「積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への積極的勧奨のうちでは、より長期にわたって接種機会を逃してきた、より年齢の高い者への勧奨を優先させる。」と提言されており、これらも踏まえ、平成25年度以降の第2期接種の積極的勧奨の開始について検討する必要がある。